

## 堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

堺市建築基準法施行細則（昭和44年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「（第1項の表の(2)の項（あ）欄に掲げる用途に供する建築物に係るものに限る。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同表の(2)の項から(4)の項までに掲げるものについては、第1項の表の(2)の項（あ）欄に掲げる用途に供する建築物に係るものに限る。

第13条第5項の表を次のように改める。

項目		方法	結果の判定基準
(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）のうち各階の主要なもの（第1項の表の(5)の項（あ）欄に掲げる用途に供する建築物のうち階数が4以下又は当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものに係るものにあっては、令第112条第11項に規定する防火区画を構成するものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	固定の状況	目視等により確認する。	開放状態に固定されていること。
	作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉に係るものに限る。）	扉の閉鎖時間をトップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュパルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録があ	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

			る場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	
(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	府条例第37条第1項において準用する府条例第42条の規定に適合しないこと。ただし、府条例第8条第1項第7号に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(3) 階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	府条例第37条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項の規定に適合しないこと。ただし、府条例第8条第1項第7号に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製	府条例第37条第5項の規定に適合

		卷尺等により測定する。	しないこと。ただし、府条例第8条第1項第7号に掲げる建築物の階のうち令第129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(4)	出口	出口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	府条例第36条において準用する府条例第12条の規定に適合しないこと。ただし、府条例第8条第1項第7号に掲げる建築物の階のうち令第

			129条第1項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
--	--	--	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に着手している建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による調査及びその結果の報告については、この規則による改正後の第13条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。